

定額減税を補足する 不足額給付について

不足額給付とは…令和6年度に実施した「定額減税しきれないと見込まれるかた」への給付金(以下「当初調整給付」という。)の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

【香芝市不足額給付金コールセンター・窓口】

◆コールセンター 9:00～17:00(土・日・祝日を除く)
電話 0120-61-3076
期間 8月1日(金)～10月31日(金)

◆窓口受付 9:00～17:00(土・日・祝日を除く)
場所 市役所2階 第1会議室
期間 8月12日(火)～10月24日(金)

*詳しくは市ホームページをご覧ください、コールセンターへお問い合わせください。



対象者

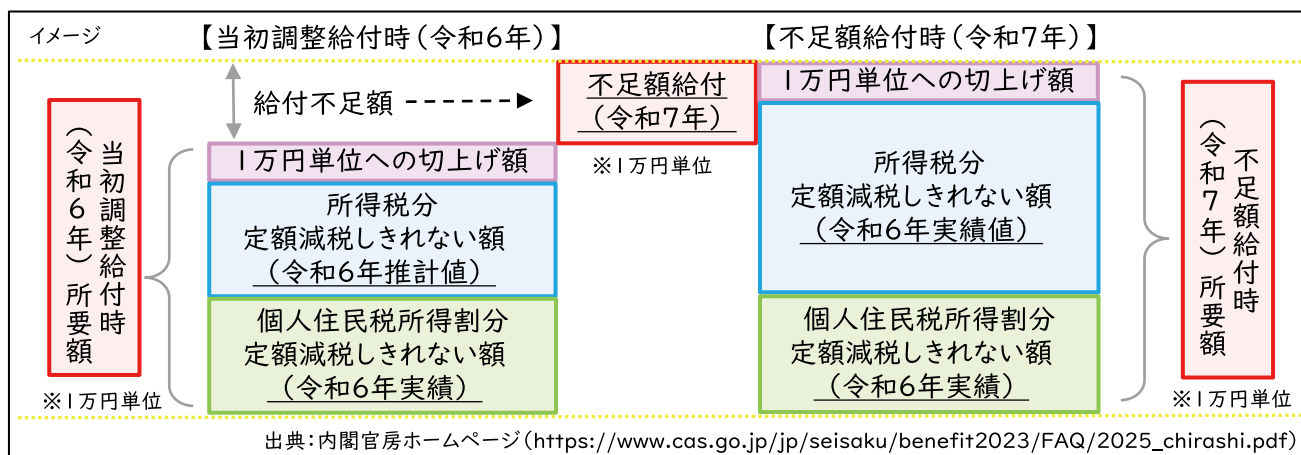
令和7年1月1日時点で香芝市にお住まいのかたのうち、①または②の支給対象となるかた
*合計所得金額が1,805万円を超えるかたは対象外となります。

当初調整給付との差額分を給付

①当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したあとに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じたかた

例えば…

○退職や休職などで、令和6年分の所得が令和5年分の所得より減少したかた
○子どもの出生などで、令和6年中に扶養親族が増え、定額減税可能額が大きくなったかた など



1人当たり原則4万円を給付*支給額は対象者ごとに異なります。

②次の要件を全て満たすかた

- ・令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割が0円で、本人として定額減税の対象外である
- ・令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税において、税制度上の扶養親族に該当していない(扶養親族等としても、定額減税の対象外である)
- ⇒青色事業専従者、事業専従者(白色)、合計所得金額が48万円を超えるかた
- ・令和5年度及び令和6年度低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主、世帯員または当初調整給付の対象のいずれにも該当していない

申請方法

確認書が届いたかた

支給対象となるかたには、8月下旬に不足額給付に関する「確認書」を送付します。

確認書の内容をご確認いただき、記載の方法に沿って確認書に記載されている期日までにお手続きください。

申請が必要なかた **【申請期限】10月24日(金)(消印有効)**

①または②の支給対象となるかたで、

- ・令和6年1月2日以降に香芝市に転入したかた
- ・9月中旬を過ぎても「確認書」が届かないかた

*申請方法など詳しくは市ホームページをご覧ください、コールセンターへお問い合わせください。